

"Intellectual" Music Appreciation : The Influence of Appreciation in the Schoolroom What T. Inoue Looked for Music

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/25820

井上武士が目指した「知的」な音楽鑑賞教育： 『Music Appreciation in the Schoolroom』の影響に着目して

“Intellectual” Music Appreciation : The Influence of *Appreciation in the Schoolroom*
What T. Inoue Looked for *Music*

篠原 秀夫
Hideo SHINOHARA

西島 千尋
Chihiro NISHIJIMA

概要

戦前から戦後にかけて音楽教育界の中心で活躍していた井上武士は、独特な音楽鑑賞教育理念を訴えていた。それが、「知的」な音楽鑑賞教育である。当時、知的なアプローチは音楽鑑賞を「阻害」するなど批判されていたが、井上はあえて「知的」な鑑賞の重要性を説いていた。そのような井上の音楽鑑賞教育観に影響を与えていたのが、アメリカで出版された『*Music Appreciation in the Schoolroom*』であった。本論文では、この両者の音楽鑑賞教育理念に着目し、現代の音楽教育に与える示唆を考える。

序

筆者らは「受け継がれなかった音楽鑑賞教材：井上武士による昭和26年度学習指導要領の選曲」において¹⁾、井上武士が昭和26年度学習指導要領の音楽鑑賞教材の選曲に及ぼした影響を論じた。昭和26年度学習指導要領に付された〈鑑賞用音楽レコード〉という一覧は、〈小学校版〉〈中学校版：第1類〉〈中学校版：第2類〉〈中学校版：第3類〉の4分類から構成されている。この中でも、〈小学校版〉〈中学校版：第1類〉は昭和22年度学習指導要領に付された〈鑑賞レコード一覧表〉の曲目や国民学校令下の『国定教科書』掲載曲を多数受け継いでいる。また、〈中学校版：第3類〉には8カ国の民謡が組み込まれているが、これは指導要領の目標として掲げられた「言語・風俗・習慣などを異にする諸民族の間に、いっそうよい理解を得る」に対応するものと捉えられる。

一方、〈鑑賞用音楽レコード：第2類〉は他の指導要領にはない特徴的な選曲がなされていた。いわゆるクラシック音楽の中でも、鑑賞教材として選曲されるのはほとんどが「古典派」

「ロマン派」に区分される曲目である。しかし、〈鑑賞用音楽レコード：第2類〉は中世や近現代の曲目までもを含む幅広い選曲がなされていた。その選曲に影響を与えたのが井上だったのである。

井上は《うみ》や《チューリップ》の作曲者として後世に名を残し、国民学校令の際のいわゆる『国定教科書』の編纂や、東京藝術大学での教育活動など戦前戦後ともに日本の音楽教育界の中枢で活躍した教育者である。それゆえ、井上に関する研究はいくつか確認されるが²⁾、井上が昭和26年度学習指導要領に与えた影響に着目した研究は行われていなかった。そこで、その関係を明らかにするために記したのが先述の論文であるが、その井上の冒険的とも言うことのできる選曲の背後にある教育理念をより掘り下げる必要がある。

よって、本論文では井上の戦後の音楽鑑賞教育観を明らかにしたい。そこで以下ではまず、先述の論文「受け継がれなかった音楽鑑賞教材：井上武士による昭和26年度学習指導要領の選曲」より井上の選曲を再度確認し（第1

章), 次に井上の選曲の土台となっていた音楽鑑賞教育に対する理念を整理する(第2章)。

1. 井上武士の幅広い選曲

昭和26年度学習指導要領に付された〈鑑賞用音楽レコード:第2類〉は,中世のグレゴリオ聖歌からストラヴィンスキーやヒンデミット,ガーシュインなど現代音楽の作曲家らによる楽曲まで幅広い曲目が選択されている。昭和22年度学習指導要領の〈鑑賞レコード一覧表〉や,昭和26年度以降の昭和33年度,昭和43(小)・44(中)年度,昭和52年度学習指導要領において,それほど幅広い選曲がなされたことはない。津田正之・儀間綾子は「告示」として法的拘束力を持つ昭和33年度,昭和43(小)・44(中)年度,昭和52年度学習指導要領の鑑賞共通教材(各学年で必ずきかなければならない教材)を分析しているが,その87%がクラシック音楽であり,内訳はロマン派55%,古典24%,バロック9%,近代9%,現代3%となることを指摘している³⁾。

つまり,昭和33年度から昭和52年度学習指導要領において示された鑑賞共通教材の大部分が「古典派」と「ロマン派」の楽曲で占められていたということである。この分析結果と比べると,〈鑑賞用音楽レコード:第2類〉がいかにか特殊なものであったかがわかるが,このような選曲が〈鑑賞用音楽レコード:第2類〉以外にも存在していた。それが井上の著書『音楽教育法』⁴⁾である。そして,中学校用の鑑賞教材として井上があげている全52曲のうち,27曲が〈音楽鑑賞用レコード:第2類〉と重複している。

井上は『音楽教育法』においてももちろん,「古典派」「ロマン派」以外の「バロック」や「近代」「現代」も組み込んでいるが,珍しいのは時代的な幅広さだけではない。たとえば,「ロマン派」にはウォルフやダンディー,「近代」にはパデレフスキー,「現代」にはオネガーやミローなど,現在では教科書には掲載さ

れないような作曲家の楽曲を組み込んでいる。

井上は,『音楽教育法』の「(2)の方針に従って選択する場合のおもな項目」のCとして,「音楽の時代様式に対する理解と鑑賞」をあげているのだが⁵⁾,Cに対応する作曲家をそれぞれの時代ごとに「a.古典派時代=6名,b.ロマン派時代=11名,c.近代の音楽=20名(ブラームス,サンサーンスなども含む),d.現代の音楽=16名」と記していた。ただし,「c.近代の音楽」にはブラームスやサンサーンスなど現在であれば「ロマン派」と認識されている作曲家も含まれているため,現在の感覚で分類しなおすとすれば「ロマン派時代」の作曲家数は増加し,「近代の音楽」の作曲家数は減少する。しかし,そのことを差し引いても「近代」「現代」が積極的に取り入れられていると言える。このような珍しい選曲が〈音楽鑑賞用レコード:第2類〉に反映されていたのである⁶⁾。

昭和26年度学習指導要領に「前の音楽指導要領に示された鑑賞用音楽レコード表は,終戦後の最も資材不足の悪条件下で選定されたためと,それが,各学年に固定的に割り当てられてあったために,とかく融通のきかない利用法がとられがちであった。それで今回はできるだけ広範囲から豊富な曲目を選定補足し,教師が地域差その他いろいろな条件を考慮して,自由に選択し指導できるようにした」と記されていたように,「できるだけ広範囲から豊富な曲目を選定補足」することは指導要領全体の方針であった。その方針に具体的な示唆を与え,「選定補足」した一人が井上であると考えられるのである。

2. 井上武士の音楽鑑賞教育観

本章では,井上の以上のような独特な選曲の土台となっていた音楽鑑賞教育観を整理する。井上の戦前と戦時の音楽鑑賞教育観に着目した研究論文としてあげられるのが三村真弓の「井上武士の音楽鑑賞教育観」である⁷⁾。三村は当

論文において、井上の戦前と戦時（国民学校令施行期）の音楽鑑賞教育観が変化していることを指摘しているのだが、戦後にもまた変化が見られる。そこで、三村の論文を参照しながら、まず戦前および戦時の音楽鑑賞教育観を把握しておく。

2-1. 井上武士の戦前と戦時の音楽鑑賞教育観

井上武士の戦前の音楽鑑賞教育観

三村は、井上の東京高等師範学校附属小学校に在籍していた昭和6年から終戦までの井上の論文・著書を対象とし、当時の井上の音楽鑑賞教育観について考察を行った。この頃、音楽鑑賞教育を先駆的に実践していた教育者ら（山本壽、津田昌業、青柳善吾、金森保次郎、草川宣雄など）は積極的に音楽鑑賞教育の理念についての主張を述べていた。だが、終戦以前の井上は「音楽鑑賞教育そのものの意義や目的等についてはほとんど論じていない」⁸⁾。だがこのことも、井上が「歌唱」を最も重視しており、「鑑賞」は歌唱指導の補助と位置づけていたことを併せて考えると意外なことではない⁹⁾。

しかし、昭和10年頃には変化が見られる。昭和10年から12年にかけて記した黒田隆朝との全6冊からなる共著『小学校唱歌教授資料集成』には¹⁰⁾1ヶ月毎の指導計画に、鑑賞教材が補助教材としてではなく位置付けられていた。また、楽曲を鑑賞するための多様なアプローチを紹介している。

遊戯の図解や楽曲のイメージ想起のための黒板画、音楽を補助するお話など、教師らが実践しやすくなるような工夫もなされている。井上・黒田はこれらの方法にかなり意欲的だったようであり、遊戯の図解の部分には柿澤充、お話の部分は児童文学研究家の上田壽四朗、黒板画には大貫松三など、その分野の大家をそれぞれ招いている。同著には「黒板畫の描き方」という箇所まであり、そこでは「描く態度にも多少の感情を入れる。例えば静かなる波はゆるやかに荒れたる波はさわがしく急速に描く如し」

「描き出したらそのまま描き終るべし」などのノウハウが指示されていた。

このような意欲は「鑑賞」を重視しようとする意図によるものではなく、「唱歌科」を「音楽科」へと転換させようとする意図によるものであったと考えられる。明治以降の音楽教育は教科名である「唱歌」が表す通り、歌うことが中心であった。また、歌うことによって目指されたのは、いわゆる「忠君愛国」的な歌詞や道徳的な歌詞のものである。しかし、大正ロマンや大正自由教育運動の思潮において「芸術」が注目され、美術や音楽を芸術として教育しようとする風潮が高まった。忠君愛国を目的とするのではなく、芸術が人間性や心情に与える効力に期待が及んだのである。

井上・黒田もこのような思潮に同調していたのだろう。『小学校唱歌教授資料集成』の「序」では、主智主義・実利主義教育が厳しく批判され、「唱歌科」が「唱歌」を教えるものであると思うのは誤解であり、唱歌科教師は人生指導を行うことが使命であると主張されている¹¹⁾。井上・黒田は唱歌科が「人生文化に寄与」することの出来る教科であること、「人生指導」を担う教科であることを繰り返し述べていたが、歌うことに加えて様々なアプローチにより音楽を「きく」ことで、それを達成しようと考えたのだろう。

井上武士の戦後の音楽鑑賞教育観

昭和16年に国民学校令が公布され、同令において「鑑賞」が法制化されると、井上はより「鑑賞」を重視するようになっていく。井上は当時、東京高等師範学校教諭であったが、『国定教科書』の編纂委員も務めており、7名の編纂委員の中でも、特に学習指導の実際面において中心的な役割を果たしていた¹²⁾。国民学校令と深く関わっていた井上は、「鑑賞」を重視するのは当然のことと言えよう。

井上は、国民学校令公布の前年に記した『国民学校藝能科音楽精義』において、「芸能科音

楽」に於ける「鑑賞指導」や「器楽の指導」は決して「歌曲指導」を捕捉する意味の存在では無い」と明言している¹³⁾。また、芸能科音楽が「歌唱」と「鑑賞」とを中心として実践されなければならない」とも主張していた¹⁴⁾。だが、このように「鑑賞」を重視しながらも、当時の井上が最も重視していたのは「国民学校教育」である。

昭和18年に記した『国民学校藝能科音楽問答』に見られる井上の主張には、「教育は國家の公事である。教育者はこの國家の公事を行ずる使徒であらねばならない¹⁵⁾、「藝能科音楽の實踐を通して國民学校教育の目的を貫徹する」など¹⁶⁾、教育が「國家」の一機関であることが強く意識されている。当時は、音楽科以外の教科もこのような方針を共有していたのであり、「鑑賞」もまた「國家の公事」と位置づけられたことは当然のことであると言えよう。

このように、戦前から戦時にかけての井上は、「鑑賞」を徐々に重視するようになってはいたが、独特な音楽鑑賞教育観というものは見当たらない。ところが、戦後の井上は非常にユニークな音楽鑑賞教育観を主張するようになるのである。

2-2. 戦後の井上武士の音楽鑑賞教育観

戦後の昭和24年に記された井上の著書『音楽教育精義』は¹⁷⁾、『国民学校教育精義』をもとに書かれたものであるため戦時の教育観が引き継がれている。だが、昭和26年度学習指導要領の公布の前年に出版された『音楽教育法』（単著）と『音楽教育』（共著）には、井上独自の音楽鑑賞教育観が確認されるようになる。この両著に共通して引用されているのが、ボストンを拠点とした教育出版社Ginn & Companyが1926年に出版した『Music Appreciation in the Schoolroom』¹⁸⁾（以下『MAS』と省略）である。

Ginn & Companyは『MAS』の掲載レコードの制作をStarr Piano Companyに依頼している

が、それは最初の一年に終わり、その後はColumbia Phonograph Company（以下、米コロムビア）が制作している。井上は日本コロムビア社教育部と近い関係にあり、コロムビアからの依頼で児童のための鑑賞レコードの編集を行っている¹⁹⁾。それゆえ、井上がコロムビア経由で『MAS』を知ったという可能性も考えられる。

実は井上は、昭和12年の著書『小學教育大講座12巻音楽教育』においても、『MAS』を引用していた。だが、その引用の直前の箇所には、「鑑賞教育といふ様な方面」も「器楽のレコード一枚を聴かせること」も歌唱のための「具體化された一手段」と、鑑賞があくまでも歌唱中心の教育のための手段と捉えられており²⁰⁾、戦後に見られる『MAS』特有の鑑賞教育論の影響がみられない。仮に影響を受けていたとしても、公にアメリカからの影響であると言うことが出来ない時期であったこととも無関係ではないのだろうが、井上自身の戦後の音楽鑑賞教育観に対する変化も大きな要因であると考えられる。

井上武士と『Music Appreciation in the Schoolroom』

井上はまず、共著である『音楽教育』の「鑑賞指導の方法」という節で次のように述べる²¹⁾。

小学校、中学校などにおける音楽教育の究竟の目的は、音楽をよく理解し、これを心から楽しむことができるようにしてやることである。T. P. Giddings, W. Earhart, R. L. Baldwin, E. W. Newton共著の“Music appreciation in the schoolroom.”という本の最初に“Music appreciation, or the understanding and enjoyment of good music, is the aim of music education in the Schools.”とあるが、まことに眞理である。

この文章は『MAS』の「INTRODUCTION」の出だしの一文である。一方、出典は明記され

ていないのだが、『音楽教育法』の「第一節鑑賞指導の目的」の冒頭でも、「小・中学校における音楽教育の最高目標は「良い音楽を、理解（Understand）し、かつこれを楽しむ（Enjoy）ことができるようにすることである」ということもできましよう」と同じ箇所を引用している²²⁾。また、『MAS』の部分の直接的な引用以外にも井上の戦後の音楽鑑賞教育観には『MAS』の影響が見受けられる。

『Music Appreciation in the Schoolroom』について

先にも述べたように、『MAS』に掲載されたレコードは2年目以降、米コロムビアが製作している。また、『MAS』はコロムビアのガイドブックに名を連ねたメンバーらが携わっていることから、「コロムビア・プラン」の代表的書物であると言える²³⁾。実は、日本の音楽鑑賞教育の歴史において注目されてきたのは、当時、米コロムビアのライバル社であったVictor Talking Machine社（以下、米ビクター）の教育関係の書物であった。日本で最初の音楽鑑賞教育書『音楽の鑑賞教育』と『音楽鑑賞教育』が²⁴⁾、米ビクターが出版した『Music Appreciation for Little Children』²⁵⁾（以下、『MALC』）に強く影響を受けていたからである。『音楽の鑑賞教育』と『音楽鑑賞教育』の両著は昭和22年度学習指導要領の参考文献にも用いられたため、米ビクターの『MALC』が日本の音楽鑑賞教育に影響を与えた海外のレコードメーカーとして真っ先に言及される。

井上の戦後の音楽鑑賞教育観および選曲があまりにユニークであったためか、後世への影響はほとんど残っていない。そのため、井上に影響を与えた『MAS』が注目をあびることはなかったが、なぜ影響が残らなかったのかということもまた音楽教育史の重要な一側面であるはずである。よって、井上の音楽鑑賞教育観に影響を与えた『MAS』もまた特筆すべき存在であると言えよう。そこで、まず『MAS』の特徴を踏まえておくと、ここではそれをより明確

にするために『MALC』との比較を行う。

『Music Appreciation in the Schoolroom』と『Music Appreciation for Little Children』

まず、『MAS』と『MALC』に共通する理論的な特徴に、1. リズム・旋律・ハーモニーという3要素への注目、2. 幼少時における音楽聴取の重要性の主張、3. 発達心理学的理論の適応の3点があげられる。また楽曲の傾向にも類似がみられる。1902年、グラモフォン会社（子会社コロムビア・フォノグラフ会社）とビクター・トーキングマシーン会社の間で製造の問題に関する法律係争が起こった。しかし、コロムビアとビクターは係争による負担を避けるため、円盤用蓄音機とレコードの製造に関する特許をすべて共同管理することに合意する²⁶⁾。そのことも、おそらく無関係ではないのだろう、『MAS』と『MALC』に掲載された楽曲に重複が多い。英語ではシリアス・ミュージックと表現されるクラシック音楽も掲載されているが、「軽音楽」などと呼ばれるアメリカン・ポピュラーミュージックも多く含まれている²⁷⁾。

しかし『MAS』は、『MALC』にはない特徴ももつ。武内裕明は「20世紀初期の米国における音楽鑑賞教育の展開」において、『MAS』について以下のように記述している²⁸⁾。

*Music Appreciation in the Schoolroom*では、学校における音楽教育の目的は鑑賞力の育成、すなわち良い音楽の理解と享受であり、唱歌と標準的声楽曲の熟知は不可欠である、として音楽鑑賞における歌唱の重要性が指摘されている。一方で、最大数の人々に共通の音楽活動は聴取であるので、声楽・器楽の最良の音楽を聞き、それを知的に聴くことを教えられるべきである、として、知的聴取の側面も強調されている。

つまり『MAS』は歌唱の重要性を指摘するとともに「知的聴取」を強調しているのだが、

この「知的」聴取が『MAS』に最も顕著な特徴であると言える。加えて、『MAS』は「児童は心情が柔軟なうちに、声楽曲においても、器楽曲においても、最上の音楽をきくべきであり、知的にきくことを教えられるべきである」というように²⁹⁾、子どものうちからの「知的」な聴取をすすめている。より具体的には「それらの要素への反応（内容・音質・音の調和など）は、鑑賞においても無意識に行われることである。しかし本当に鑑賞する聴取者になるには知的、識別的能力を上げ、天才のきらめき、偉大な音楽を形成しているそれらの諸要素に注意を向けなければならない」と述べられている³⁰⁾。

『MAS』は、題目の通り対象を「Schoolroom 学校」に限定している。一方『MALC』は副題に「IN THE HOME, KINDERGARTEN, AND PRIMARY SCHOOLS」とあるように、対象に家庭や幼稚園も含んでいる。対象の設定とも無関係ではないのだろうが、『MALC』では発達心理学に基づく子ども自身の成長に重点が置かれており、写真やイラストも豊富である。一方『MAS』には楽器の写真は多いが、イラストは少ない。

また『MAS』に最も特徴的であるのは、児童に「聴衆」としての態度を求めるということである。「The Courteous Listener」という節には、「聴衆」としてのマナーを教えるべきだとして以下のように示されている。

児童には、様々な音楽の場面の聴取であることを期待して、そのためのルールを教えるやると良い。オペラの上演中は静かに、そして全ての注意を音楽と舞台に向けるべきである。そうできないとすれば、出演者やオペラを堪能したいと願っている聴衆に対して無礼であることになるからである。コンサート・ホールにも同じルールがある。シンフォニーのコンサートにおいても、オーケストラが演奏している最中におしゃべりをしたり、雑音

をたてたりすることは許されない無礼である。……レセプションや様々な社交的な場……では社交を活発にするため、会話は許されるだけでなく、奨励される。しかし、明らかなことに、社交のような場の音楽は、コンサートやオペラでの音楽とは性質が異なる。音楽が演奏されるときには、それが聴くための音楽として演奏されると理解されるべきなのである。そこでは、礼儀正しい聴衆でいなければならない³¹⁾。

このようにコンサート・ホールにおける「聴衆」のあり方を前面に出す『MAS』の姿勢は、子どもたちが物語やダンスと共に音楽を楽しむことを第一の目的としている『MALC』とは対照的である。『MAS』は子どもを未来の「近代社会における聴衆」と位置づけ、それゆえに知的な聴取を求めているのである。

井上武士の理論にみられる知的聴取の重視

このような『MAS』の知的聴取の重視は、井上の音楽鑑賞教育観にも見られる。先に紹介した井上の著書に見られる『MAS』の引用部分は「良い音楽を、理解 (Understand) し、かつこれを楽しむ (Enjoy) ことができるようにすることである」という箇所であったが、この中でも井上は「理解」という部分を掘り下げていた。井上は、リズム・旋律・和声などの美しさに心を動かされるのは「きわめて直接的」であると言う³²⁾。そのような直接的な感受に加え、たとえばその音楽を演奏する楽器の名前を知ること、楽器を見ることなどの体験があれば、「その感受の深さは、その体験をもたない場合よりも一層深い」ものになると主張するのである³³⁾。井上は「音楽を鑑賞させる場合、その知的な理解を相当に重んずるということはきわめて大切なことである」と、「知的な理解」を非常に重視していた³⁴⁾。

また、『MAS』では「人々の生活において最も一般的な行動はきくこと」とであると述べら

れていたが³⁵⁾、同様の捉え方が井上の知的聴取の重視につながっているとも考えられる。井上は、「ラジオ・テレビジョン・映画・レコード等の普及発達して来た今日」においては、「一般大衆としては自分が歌うとか、楽器をひく、作曲をするというような生活よりも、音楽をきくという生活の方が広い部面を占めている」と述べていた³⁶⁾。そのため、学校教育においては「決して歌手、評論家、作曲家、演奏家を作るのが目的ではなく、「結局は音楽がよくわかり、これを楽しむことのできるような人間を造ること」を目的とすべきなのである³⁷⁾。

この認識が、子どもたちを『MAS』では「聴衆」、井上の主張では「教養のある社会人」との位置づけにつながっていると考えられる。子どもたちはやがて「一般大衆」として音楽に接することになるが、その際に必要となるのが「社会人としての教養」であり、学校という社会においてまず良い習慣を養っておかなければならないと井上は考える³⁸⁾。良い習慣とは、「音楽を聞く態度を養うこと」であり、「他日社会人として世に立つ場合の音楽を聞くエチケットを身につけておくこと」である³⁹⁾。良い習慣は非常に重要であるので、それらは「学校の教育の中で常に準備しておかなければならない⁴⁰⁾。学校教育は「社会人として、または国民として満足な生活ができるために役立つ能力をもつようにすることでなければならない」からであり⁴¹⁾、その能力の一つが「音楽を聞くエチケット」なのである。

井上はまた、「文化的な社会人としての教養を高める」という意味からも、まず「静かに音楽を聞く」というしつけをしなくてはならない、「静かに聞くしつけ」は文化的な社会人としての教養として最も重要なものである」と繰り返し述べていた⁴²⁾。井上の他にも子どもたちを将来の聴衆と位置づけたうえで、社会と連携のある音楽教育を主張する教育者もいたが⁴³⁾、井上は「エチケット」や「しつけ」と明言している点で、より直接的である。

このような理念に裏付けられて、戦前には歌唱を音楽教育の中心と捉えていた井上が鑑賞に積極的になっている。井上は「だんだん高学年になり、特に中学校あたりになれば、鑑賞指導が相当濃厚に歌唱指導の中へ入って行くとか、時によつては或る時間をほとんど鑑賞指導で開始するとか、また場合によれば或る時間を鑑賞指導に中心をおくというような取扱いも当然行われるようになるでしょう」と主張した⁴⁴⁾。学年が進むにつれ「鑑賞」を重視し、ときにはある授業の一時間をすべて鑑賞にあてるべきとまで述べている。おそらく学年が進むにつれ、井上が理想とする「知的」な鑑賞を実践できると考えていたのだろう。

井上武士の音楽鑑賞教育観の独自性

このように児童・生徒を将来の「文化的な社会人」と位置づける、知的な鑑賞を目指す井上の音楽鑑賞教育観は当時としてはかなり独特なものであった。昭和22年度学習指導要領施行期においては、「音楽を楽しむこと・好きになること」が注目され、同時に「説明」や「知的理解」などへの偏重が疑問視される傾向があった。そのような状況を井上は、「世の中には「知的な理解は眞の鑑賞では無い。音楽鑑賞に解説はいらない、ただ聴かせればよい」というようなことをいう人もあるが、それは知的理解が、眞に音楽を鑑賞するための基盤となり、また媒介者となるということを忘れて」と批判している⁴⁵⁾。

また、「よく小さい児童に与える描写音楽などに文学的な説明をすることは有害無益であると論ずる人がある」とも述べていたが⁴⁶⁾、音楽教育の分野では言葉で説明することで、児童・生徒の音楽に対する感じ方に先入観を与えてしまったり、率直な感じ方を妨げてしまったりするということが危惧する傾向があったのである。

たとえばある教育者は、「其の曲の理解には、一定の解釋を強制すべきではなく、各人の

個性的解釈を深め、且つ廣めて行く」「音楽に對する文學的解釋よりも音そのものの美を直接感得することを目的とする」と述べ、「個性的解釈」や「直接感得すること」を重視している⁴⁷⁾。

また、当時の鑑賞で重視されていたのが「心」である。たとえば、「鑑賞者はその藝術品をとおしてのみ、作家の心とふれるだけのことである」⁴⁸⁾、「聴衆は作曲家たる何某と云う人物の音楽を媒としてその作曲家と心のまじわりをむすびたくて演奏會に集るのである」⁴⁹⁾、「音楽の鑑賞教育の目的は……心の活動をゆたかにさせるところにある」⁵⁰⁾などと述べられていた。

ここに「心の活動」という表現があるが、「心」が重視されることに並行して、言葉による説明が批判されるようになる。言葉による説明は、「心」のはたらきを妨げると考えられたからである。ある教育者は「音楽の美は如何なる言葉を用いても云い現わす事は出来ないのでありまして、その美を直接感得させる事が肝要なのでありますから、美辭麗句を用いて説明する事は却て眞の鑑賞を阻害する事になります」と述べていた⁵¹⁾。「直接感得」と「説明」とが相対するものとして位置付けられていたのである。

また、当時の雑誌『フィルハーモニー』の記事「鑑賞について」には、「音楽の鑑賞が文學的潤色によって理解されるような鑑賞法が邪道であることは、今日の鑑賞家にとって十分承知されている(傍点筆者)」とある⁵²⁾。この記事から、教育界のみならず一般の音楽界でも文學的潤色つまり言葉による理解が「邪道」とまで言われていたことがわかる。

このような風潮を踏まえると、たとえば「演奏する楽器の名前を知ること」などをすべきだという知識を重んじる井上の音楽鑑賞教育観がいかにか特殊なものであったのかが理解できる。そして、このような理念を井上は『MAS』を引用して訴えようとしていた。戦前や戦時には、他の教育者らと比べて独特な音楽鑑賞教育

観を展開していなかった井上にとって、『MAS』のインパクトは多大なものであったと推測される。最後に、井上が目指した知的な音楽鑑賞教育が現代に与える示唆を再考する。

結

ここまで、井上の独特の音楽鑑賞教育観として知的にきくことの主張をあげてきたが、井上は同時に「楽しむ」ことも必要だと述べていた。繰り返しになるが、井上が『MAS』から引用したのは、「音楽教育の究竟の目的は、音楽をよく理解し、これを心から楽しむことができるようにしてやること」という箇所であった。井上は自著で次のように述べている⁵³⁾。

「学校における鑑賞指導は、知的理解によつて裏づけされなければならない」。文學的説明が「有害無益」になるのは、「その説明が有害無益になるようにするから悪い」のであつて、適切な説明を行えば問題はないからである。適切な説明による知的理解によつて、「その音楽を聞こうとする態度が一層積極的になり、これを聞いて感銘することが深くなることは当然なこと」なのである。もちろん、「その楽曲について知的理解をするということ自体は決して音楽の鑑賞ではないが、「それがために児童の、その音楽を聞こうという意欲が盛んになつたとしたらば、それは全く有効適切な文學的説明といわなければならぬ」。

つまり井上は知的アプローチの先に、態度の積極性や楽曲への感銘を想定していたのである。井上は、「眞に鑑賞するものは人間の知性ではない。しかし知性における理解 Understandingが、感覚や情操における鑑賞 Enjoymentのなかだち(媒介者)となつたり、また一層それを深める土台ともなる」とも述べていた⁵⁴⁾。

先にも述べたが、当時の音楽関係者らの間には「説明」や「文學的潤色」は音楽鑑賞の「阻害」や「邪道」な方法であるとする風潮があつた。井上の言葉で言えば「Understanding」と

「Enjoyment」が反発するものとされていたのである。一方、井上は「Understanding」を基礎とした「Enjoyment」を想定し、「Understanding」を訴えた。多くの関係者が「Understanding」に批判的であったからこそ井上は知的なアプローチを訴えざるを得なかったのだろう。

音楽教育においては、長い間「Understanding」と「Enjoyment」が相対するものとして捉えられてきたと言える。だが、近年ではクラシック音楽だけではなく、様々な国や地域の文化・伝統をも視野に含むようになっている。今、求められているのは、それらを「Enjoy」することだけではないだろう。国際社会と言われる現代においては、あらゆる文化や伝統を「Understanding」することも併せて求められている。井上の音楽鑑賞教育観は、当時においては主流の教育思想ではなかったために、これまでは着目されてこなかった。だが、本論文で述べてきた井上の音楽鑑賞教育観が現代の音楽教育に与える示唆は少なくないのではないだろうか。

注

- 1) 篠原秀夫・西島千尋, 「受け継がれなかった音楽鑑賞教材: 井上武士による昭和26年度学習指導要領の選曲」『教育実践研究』35号, pp.13-21, 2009.
- 2) 塚本靖彦の「井上武士の履歴書と生涯: 歴史的資料に基づく一考察」(1990), 塚本靖彦・斎藤 博の「井上武士の生涯研究」(1990), 塚本靖彦「井上武士の全業績と目録作成」(1994), 井上の『国定教科書』との関わりについては山本文茂の「芸能科音楽教材の特質: 教科書・教師用指導書の分析を通して」(1991), また井上の音楽鑑賞教育観に関する研究には三村真弓の「井上武士の音楽鑑賞教育観」(2006)などがあげられる。
- 3) 津田正之・儀間綾子, 「鑑賞共通教材廃止の背景とその意味: 音楽鑑賞指導の今後のあり方をめぐって」『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』創刊号, pp.85-93, 2000.
- 4) 井上武士, 『音楽教育法』, 音楽之友社, 1950.
- 5) A. 演奏形態に対する理解と鑑賞, B. 楽曲の種類に対する理解と鑑賞。
- 6) 井上の選曲が〈音楽鑑賞用レコード: 第2類〉に影響を与えたという根拠に、『音楽教育』という著書があげられる。昭和26年度学習指導要領公布の前年に初等教育課の責任者であった真篠将が「序」と全体の総論の部分に当る「音楽教育論」を担当した『音楽教育』である 真篠将・井上武士・近森一重・瀬戸尊, 『教育大学講座第24巻音楽教育』東京教育大学内教育学研究室編, 金子書房, 1950 この『音楽教育』は, 昭和26年度学習指導要領音楽科篇の全体の責任者であった近森一重が「高等学校の音楽教育」を, 小学校学習指導要領音楽科編作成委員であった瀬戸尊が「小学校の音楽教育」をそれぞれ担当しており, 昭和26年度学習指導要領への一つの布石であったと考えられる。同著の「中学校の音楽教育」を井上が担当していることから, 公式な記録には残っていないものの井上が昭和26年度学習指導要領に関係していたことが推測される。
- 7) 三村真弓, 「井上武士の音楽鑑賞教育観」『広島大学大学院教育学研究科音楽文化教育教育学研究紀要』XVIII, pp.1-12, 2006.
- 8) 注7) 掲載論文に同じ。
- 9) 注7) 掲載論文に同じ。
- 10) 井上武士・黒田隆朝, 『小学校唱歌教授資料集成第一巻: 一學年用』共益商社書店, 1935.
井上武士・黒田隆朝, 『小学校唱歌教授資料集成第二巻: 二學年用』共益商社書店, 1936.
井上武士・黒田隆朝, 『小学校唱歌教授資料集成第三巻: 三學年用』共益商社書店, 1936.

- 井上武士・黒田隆朝、『小學校唱歌教授資料集成第IV巻：四學年用』共益商社書店，1936.
- 井上武士・黒田隆朝、『小學校唱歌教授資料集成第V巻：五學年用』共益商社書店，1936.
- 井上武士・黒田隆朝、『小學校唱歌教授資料集成第VI巻：六學年用』共益商社書店，1937.
- 11) 注10) 掲載書に同じ。
- 12) 山本文茂，「芸能科音楽教材の特質：教科書・教師用指導書の分析を通して」『音楽教育の研究：理理論と実践の統一を目指して』浜野政雄監修，音楽之友社，pp.278-295，1991.
- 13) 井上武士，『國民學校藝能科音楽精義』教育科学社，1940.
- 14) 注13) 掲載書に同じ。
- 15) 注13) 掲載書に同じ。
- 16) 井上武士，『國民學校藝能科音楽問答』藤井書店，1943.
- 17) 井上武士，『音楽教育精義』教育科学社，1949.
- 18) T. P. Giddings, W. Earhart, R. L. Baldwin, E. W. Newton, *Music Appreciation in the Schoolroom*. Ginn & Company, 1926.
- 19) 井上武士が日本コロムビアと関わった仕事については，西島千尋，「日本における音楽鑑賞教育の成立：教育としての鑑賞と芸術としての鑑賞」『人間社会環境研究』13，pp.211-227，2007.
- 20) 井上武士，『小學教育大講座12巻音楽教育』非凡閣，1937.
- 21) 井上武士，「中學校の音楽」『教育大学講座第24巻音楽教育』東京教育大学内教育学研究室編，金子書房，pp.155-227，1950.
- 22) 注4) 掲載書に同じ。
- 23) 武内裕明，「20世紀初期の米国における音楽鑑賞教育の展開」2009年度広島大学学位論文，2009.
- 24) 山本 壽，『音楽の鑑賞教育』目黒書店，1924. 津田昌業，『音楽鑑賞教育』十字屋楽器店，1924.
- 25) Educational Department, *Music Appreciation for Little Children*, VICTOR TALKING MACHINE COMPANY, 1920.
- 26) ジェラット，ローランド. 『レコードの歴史：エディソンからビートルズまで』石坂範一郎訳，音楽之友社，1981.
- 27) 「popular music appreciation texts in schools」と評されている<http://www.mainspringpress.com/ginn.html> 「Appreciating Music : The Ginn & Company 78s」参照)
- 28) 注23) 掲載論文に同じ。
- 29) 注18) 掲載書に同じ。
- 30) 注18) 掲載書に同じ。
- 31) 注18) 掲載書に同じ。
- 32) 注21) 掲載書に同じ。
- 33) 注21) 掲載書に同じ。
- 34) 注21) 掲載書に同じ。
- 35) 注18) 掲載書に同じ。
- 36) 注22) 掲載書に同じ。
- 37) 注22) 掲載書に同じ。
- 38) 注22) 掲載書に同じ。
- 39) 注22) 掲載書に同じ。
- 40) 注22) 掲載書に同じ。
- 41) 注21) 掲載書に同じ。
- 42) 井上武士，「学習指導要領の「鑑賞部面」に対する意見」『教育音楽』9(7)，日本教育音楽協会編，音楽之友社，pp.46-51，1954.
- 43) 西島千尋，「「鑑賞」からみた近代日本における西洋芸術音楽受容の研究」人間社会環境研究科学学位論文，2009.
- 44) 注22) 掲載書に同じ。
- 45) 井上武士，「流行歌の問題」『教育音楽』2(8)，日本教育音楽協会編，音楽之友社，pp.22-24，1947.
- 46) 注22) 掲載書に同じ。
- 47) 中野義見，「鑑賞教育について」『教育音楽』2(3)，日本教育音楽協会，音楽之友社，

pp.26-30, 1947.

- 48) 辻 壮一, 「音楽創作教育の根本観念」『教育音楽』3(7), 日本教育音楽協会編, 音楽之友社, pp.2-7, 1948.
- 49) 辻 壮一, 「音楽鑑賞と音楽史」『教育音楽』3(11), 日本教育音楽協会編, 音楽之友社, pp.2-7, 1948.
- 50) 村田武雄, 「鑑賞教育の児童生活に於ける意義」『教育音楽』3(10), 日本教育音楽協会編, 音楽之友社, pp.38-40, 1948.
- 51) 柴田知常, 「鑑賞指導の理論と実際」『教育音楽』3(10), 日本教育音楽協会編, 音楽之友社, pp.10-13, 1948.
- 52) 堀 昌平, 「「鑑賞」について」『フィルハーモニー』29(8), pp.12-17, 1957.
- 53) 注22) 掲載書に同じ。
- 54) 注21) 掲載書に同じ。